

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	日医工株式会社		コード	4541
提出日	2020/6/1	異動(予定)日	2020/6/18	
独立役員届出書の提出理由	・2020年6月18日開催予定の定時株主総会において監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行予定であり、監査役堀仁志氏及び佐藤孝氏の監査等委員である社外取締役の選任議案が付議されるため。 ・「独立役員の属性・選任理由の説明」の記載内容に変更があったため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし	
1	高木繁雄	社外取締役	○								△							訂正・変更	有
2	酒井秀紀	社外取締役	○													○			有
3	今村元	社外取締役	○													○			有
4	種部恭子	社外取締役	○													○			有
5	堀仁志	社外取締役	○													○	訂正・変更	有	
6	佐藤孝	社外取締役	○											△			訂正・変更	有	

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	高木繁雄氏は、2013年6月に株式会社北陸銀行の頭取を退任し、現在は同行の特別参与に退いておられます。同行の当社株式保有比率(発行済株式総数比)は4.3%、また当社の金融機関借入残高では現在4位の金融機関で、当社総資産に対する同行からの借入は5%未満の依存度であります。高木繁雄氏自身が同行の業務執行者ではなく、当社経営判断への影響懸念はなく、また当社との間に利害関係もなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはありません。	高木繁雄氏は、2013年11月から会員選挙により富山商工会議所会頭に3期選出され、公的な立場から富山市経済及び会員企業の発展に尽力されており、また当社が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」に適合し、一般株主と利益相反が生じ得ない独立性を十分に有しているほか、商工会議所会頭としての見識と公共性、企業経営に関する幅広い経験を活かして、必要に応じ適切な発言をいただいております、独立役員として適任と考え、指定するものであります。
2	当社は、酒井秀紀氏の勤務する富山大学に研究講座の設置運営等についての寄付を行っておりますが、当社と酒井秀紀氏との間に利害関係は一切ありません。	酒井秀紀氏は、当社が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」に適合しており、一般株主と利益相反が生じ得ない独立性を十分に有しているほか、大学教授・薬学部長としての豊富な知識を活かして、必要に応じ発言等をいただいております、独立役員として適任と考え、指定するものであります。
3		今村元氏は、上記a~lに定める事項のいずれにも一切該当しないとともに、当社が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」に適合しており、一般株主と利益相反が生じ得ない独立性を十分に有しているほか、弁護士としての社会的、客観的及び専門的立場から必要に応じ発言等をいただいております、独立役員として適任と考え、指定しております。
4		種部恭子氏は、上記a~lに定める事項のいずれにも一切該当しないとともに、当社が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」に適合しており、一般株主と利益相反が生じ得ない独立性を十分に有しているほか、医師としての豊富な知識を活かして、必要に応じ発言等をいただけるものと判断し、独立役員として適任と考え、指定するものであります。
5		堀仁志氏は、上記a~lに定める事項のいずれにも一切該当しないとともに、当社が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」に適合しており、一般株主と利益相反が生じ得ない独立性を十分に有しているほか、公認会計士としての社会的、客観的及び専門的立場から取締役の業務執行を監査していただいております、独立役員として適任と考え、指定するものであります。
6	佐藤孝氏は、当社の42期から47期までの事業年度(2005年12月1日~2011年11月30日)において、当社の会計監査人である監査法人に所属しておりましたが、同監査法人を2012年6月に退所しており、当社と佐藤孝氏との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはありません。	佐藤孝氏は、当社が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」に適合しており、一般株主と利益相反が生じ得ない独立性を十分に有しているほか、公認会計士としての社会的、客観的及び専門的立場から取締役の業務執行を監査していただいております、独立役員として適任と考え、指定するものであります。

## 4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。